

# 令和6年度 市・県民税 申告パンフレット

令和6年度の市・県民税の申告相談を**令和6年2月16日(金)から3月15日(金)**までの期間に笠間市役所本所で行います。これは令和5年中に得た収入を申告していただくものです。この内容が令和6年度の**市・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料**などの算定基礎となります。また、所得・課税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、申告する方は、期間内に申告してください。(令和5年分確定申告についても同期間で行います。)申告の内容によっては、水戸税務署にご案内する場合があります。

- ◆ **申告会場** 笠間市役所本所 教育棟 2階
- ◆ **申告期間** 令和6年2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日・祝日は除きます。  
今年の日曜申告は、2月25日(日)のみ開場します。日曜申告も事前予約が必要です。
- ◆ **申告時間** 午前9時～午後5時
- ◆ **受付内容** 住民税申告、一般的な所得税申告 (P2右下参照)

## 市役所での申告は「予約」が必要です

### 専用ホームページと専用ダイヤルから予約・変更ができます

希望する日時の受付開始1時間前までに、新規・変更予約の手続きをお願いします。電話予約は混雑しやすいため、スマホやパソコンからできるインターネット予約の方がスムーズです。ご家族の方が代理で予約することもできます。

#### 《予約・変更の受付期間》

令和6年2月8日(木)～3月15日(金)

- **予約専用ホームページ…24時間受付** (2月8日(木)は9:00～)

**URL : <https://city-kasama.revn.jp/>**

予約専用サイトは市のホームページからもご覧いただけます。

- **予約専用ダイヤル TEL : 050-5443-6900**

※平日9:00～17:00

なお、2月25日の日曜日は受け付けします。

**予約は2週間先の日まで可能です。**

2月8日(木)時点 2月22日(木)まで可。

2月25日(日)の予約に限り 2月9日(金)から可。

【QRコード】



予約日時・  
予約番号を  
お控えください

### 期日・時間帯を指定して事前に通知する方について

◎原則、昨年度笠間市で申告された方で、今年度も申告の義務があると見込まれる方については、お一人ずつ期日・時間帯を指定して事前にはがきで通知します。(令和6年1月26日(金)発送予定)

予約日時の指定のある方	指定された時間内に受付をお済ませください。
予約日時が指定されていない方 (はがきに****と記載がある方)	令和5年中の収入を申告する必要があるかどうかご判断いただき、申告される方は、上記予約専用ホームページ等から予約してください。
予約日時を新規で取りたい方 または変更したい方	上記予約専用ホームページ等から予約してください。
指定日時をキャンセルしたい方	キャンセルのご連絡は不要です。

《お問い合わせ先》 笠間市役所税務課 0296-77-1101 (岩間地域0299-37-6611)

# 【市役所で申告する方へ】

水戸税務署から配付される令和5年分の各種書類は、1月下旬から、本所税務課および各支所地域課の窓口を設置します。  
 なお、配付枚数には限りがあるため、国税庁ホームページからのダウンロードまたは税務署にお問合せください。

## 申告に必要なもの

- 1 口座のわかるもの(本人名義)
- 2 本人確認書類  
 「マイナンバーカード」または「身元確認書類(運転免許証など)」と「番号確認書類(通知カードなど)」  
 ◎ マイナンバーカード(顔写真入のもの)があれば、本人確認(身元確認と番号確認の両方)が可能です。
- ※ 申告者本人だけでなく、控除対象の配偶者・扶養親族・専従者の個人番号(マイナンバー)の記載も必要になりますので、ご持参ください。
- 3 **利用者識別番号(取得している方)**
- 4 税務署または市役所から届いた申告についてはがき**(受け取った方)**
- 5 申告する所得の種類に応じた必要な書類等  
 令和5年中の収入・支出についてわかるもの

主な所得の種類	主な必要書類
営業・農業・その他の事業、不動産所得等のある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支内訳書または収入や経費のわかる帳簿および書類等</li> <li>・減価償却資産に係る領収書</li> </ul>
給与、年金、退職所得のある方	<b>令和5年分の源泉徴収票(必須)</b>
配当所得(総合課税)のある方	年間取引報告書、配当金計算書(※複数枚ある時は、「所得の内訳書(住民税額も記載したもの)」を事前に作成して持参してください。)

- 6 控除に必要な証明等  
 令和5年中に支払った国民健康保険税や国民年金などの社会保険料、生命保険料(一般・介護医療・個人年金)、地震保険料等のほか、寄附金控除、障害者控除(下記参照)

### 寄附金控除

- ◎ 控除対象の寄附であることを証明するもの
- ◎ 寄附先が発行する領収書等(振込みの場合は受領書)
- ※ ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方でも必ず全ての「寄附金控除証明書」を持参してください。

### 障害者控除

- ◎ 障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定証※など
- ※ 要介護(要支援)認定を受けている65歳以上の方で福祉事務所長が認定する者に対して発行されます(要申請)。

## 申告をしなければならない人

令和6年1月1日現在、笠間市に住所がある方で、令和5年中(1月1日から12月31日までの1年間)に次のような所得のあった方です。

- 営業、農業、その他の事業所得
- 不動産所得(貸地・貸家・駐車場等)
- 一時所得(生命保険等の満期等)
- 2ヵ所以上からの給与所得
- 退職所得(源泉徴収されないもの)
- 雑所得(公的年金・個人年金・原稿料・講演料など)
- 譲渡所得(土地や家屋等売り渡した所得)

- 給与所得以外に農業、不動産、雑所得などの所得のある方(農業、不動産、雑所得等が20万円以下で所得税の申告はしなくてよい場合でも、市・県民税の申告はする必要があります)。
- 給与所得のみでも、勤務先から市役所に「給与支払報告書」を提出されていない方

## 市役所で受けられない申告

- 令和6年1月1日現在、笠間市に住所がない方の申告
  - 株式などの譲渡所得の申告
  - 株式などの配当所得の申告(分離課税)
  - 外国税額控除の適用を受ける申告
  - 準確定申告(亡くなった方の申告)
  - 住宅ローン控除(初年)
  - 交換・買換の特例適用を受ける、土地・建物の譲渡所得
  - 先物取引 ○ 山林所得 ○ 雑損控除
  - 住宅耐震改修特別控除および住宅特定改修特別控除(省エネ改修工事、バリアフリー改修工事など)の適用を受ける申告
  - 青色申告
  - 他の税務署管轄のもの
  - 令和4年分以前の確定申告、修正申告および更正の請求
  - 国外に居住している親族を扶養親族とする申告
  - 相続等により生命保険等の年金を受給される方
  - 確定申告書控えに税務署受付印が欲しい方
  - 相続税 ○ 贈与税 ○ 消費税
- ※税務署で申告、e-Taxで申告する方はP4へ

**農業・営業等の収支内訳書や医療費控除等の明細書の作成は、事前に済ませてください。  
作成が済んでいない場合は、申告相談を受けられません。**

## 医療費控除制度について

医療費控除は、支払った医療費等が戻るものではありません。

※ 医療費控除とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、いずれか一方の選択適用になります。その後の更正の請求・修正申告で適用を変更することはできません。

$$\text{医療費控除額 (最高200万円)} = \left( \text{医療費合計} - \text{保険等で補てんされた金額} \right) - \text{10万円または所得の5\% whichever is lower}$$

## 令和5年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 笠間市中央三丁目2番1号 氏 名 笠間 太郎

### 1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。  
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が  
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1)医療費通知に記載された医療費の額	(2)①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3)②のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
1 65,000	ア 50,000	イ 20,000

### 2 医療費通(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)④のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
笠間 太郎	〇〇病院	③ 診療・治療 医療品購入	④ 9,400	0
同上	△△クリニック	③ 診療・治療 医療品購入	10,500	0
同上	□□薬局	③ 診療・治療 医療品購入	5,000	0
笠間 花子	〇〇病院	③ 診療・治療 医療品購入	50,000	⑤ 30,000
同上	△△診療所	③ 診療・治療 医療品購入	12,000	0
同上	◇◇薬局	③ 診療・治療 医療品購入	6,100	0
2 の 合 計			⑦ 77,000	⑤ 30,000

医療費の合計	⑥ ⑦+⑧	⑧ ⑦-⑤
--------	-------	-------

### 3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円 A
保険金などで補てんされる金額	円 B
差引金額 (A)-B)	円 C
所得金額の合計額	円 D
④ × 0.05 (赤字のとき)	円 E
④と10万円のいずれか少ない方の金額	円 F
医療費控除額 (C)-E)	円 G

【申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。  
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。  
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額  
(特別控除前の金額)  
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記します。

【申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

※ 詳しくは、国税庁ホームページもしくは国税庁発行の資料をご確認ください。

## 申告時の必要書類

- **医療費控除の明細書** (事前に作成してください)  
令和5年中に支払った医療費等の領収書と保険金等による補てん額のわかる書類を基にして記入してください。  
※ 領収書は、5年間保存する必要があります。
- ① 医療費通知(原本)を提出する場合に記入します。この明細書と一緒に提出してください。
- ② 「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入してください。
- ③ 該当する区分にチェックしてください。
- ④ 支払った医療費の額を記入してください。
- ⑤ 生命保険や社会保険等で給付される金額を記入してください。
- ⑥ ア+ウの金額を記入してください。
- ⑦ ①+⑤の金額を記入してください。
- ⑧ 項目ごとに計算をして記入してください。

## 【寝たきりの方のおむつ代について】

医療費控除を受けるためには、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。  
おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方で、要介護(要支援)認定を受けている場合は、市が発行する「主治医意見書内容確認書」で控除を受けることができます。

## 申告の義務がない人

- 所得が無く、同一世帯の方の扶養になっている方
- 給与所得のみで年末調整が済みであり、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金(障害年金・遺族年金は除く)収入合計が400万円以下で他の所得が20万円以下の方(確定申告不要制度)

※ただし、次のいずれかに該当する方は、申告が必要です。

- 扶養控除や医療費控除等の追加をしたい方
- 所得証明書等税関係の諸証明が必要な方
- 国民健康保険、後期高齢者医療に加入している方およびその世帯主
- マル福・児童福祉・障害福祉サービス等を受ける方、国民年金保険料の免除等を希望する方

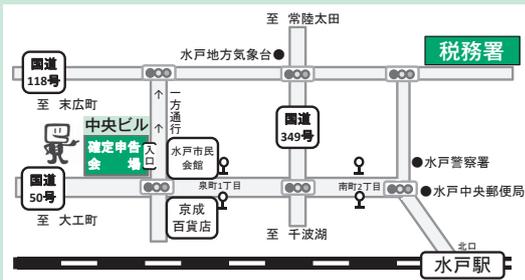
## 市・県民税申告書の郵送での提出にご協力ください

昨年度の申告状況等を参考に、簡易な市・県民税申告をすると見込まれる方に、1月下旬、申告書用紙を送付しますので、税務課まで提出ください。「申告書が届かない」=「申告不要」ではありませんのでご注意ください。ただし、「収入が増えた」等により、所得税の申告が必要になった方は、確定申告を行ってください。

※税務署で申告、e-Tax で申告する方はP4へ

# 【水戸税務署から確定申告のお知らせ】

◇ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。



【確定申告及び会場に関するお問い合わせ先】

**水戸税務署**  
☎ 029-231-4211

※自動音声案内に従い該当の番号をお選びください

※中央ビルには駐輪場及び無料駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## 【確定申告会場の開設期間】

期間	受付時間	申告会場	対象の方
2月15日以前	午前9時～午後4時	水戸税務署庁舎	還付申告の方
2月16日～3月15日		中央ビル4階(水戸市泉町2-3-2)	全ての方

## 【注意事項】

- 1 土、日及び祝日は開場しませんが、2月25日の日曜日は開場します。
- 2 2月16日～3月15日の間は、水戸税務署庁舎で申告相談を行っておりません。
- 3 確定申告会場の入場には、次の方法により発行される「**入場整理券**」が必要です。
  - ①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
  - ②各会場当日配付(配付状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。)
- 4 確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としております。
- 5 マイナンバーカードを利用して申告する場合は、パスワード(①数字4桁及び②英数字6～16桁)もお持ちください。
- 6 必要書類が不足する場合には、確定申告ができないため、事前に国税庁ホームページ等でご確認ください。

国税庁LINE  
公式アカウント



- 確定申告書の用紙の送付を希望される場合は、水戸税務署までお問い合わせください。
- **税務署受付印の付いた申告書控えが必要な場合は、税務署で申告をしてください。**  
※返信用封筒(切手貼付)を同封すれば郵送も可。
- 確定申告の内容についてのご質問は、水戸税務署までお問い合わせください。

## マイナンバーカードを使って自宅からe-Taxで確定申告！

確定申告には、申告会場に出向かずにご自身のスマホ・パソコンを利用して申告ができるe-Taxが便利です。

確定申告書等作成コーナーを利用すると・・・**自動計算で確定申告書を作成！**

マイナンバーカードを利用すると・・・**マイナポータル連携で自動入力！**

**e-Tax**  
**5つのメリット**

- ・ 税務署への持参不要！
- ・ 印刷・郵送代不要！
- ・ 添付資料提出不要！※一部書類は除く
- ・ 確定申告期間24時間利用可能！
- ・ 早期還付！

## こんな方におすすめです！

- ☆年末調整済の給与所得者で、寄附金控除(ふるさと納税)・医療費控除などを申告する方
- ☆年末調整が済んでいない方 ☆2か所以上の給与所得がある方
- ☆年金収入や副業等の雑所得がある方 ☆株式等の譲渡をされた方(特定口座をお持ちの方)

＼チャレンジしてみませんか？／

スマホ、パソコンから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！

作成コーナー

検索

スマホの方は  
こちらから



なお、還付申告の提出は、申告期間中だけでなく3月16日以降でもe-Taxまたは水戸税務署で受け付けております。